

日本原子力研究所の業務運営の基準となる
原子力の開発及び利用に関する基本計画について

平成 10 年 3 月
原 子 力 局

1. 日本原子力研究所法第 24 条第 1 項に基づく基本計画の見直し

これまで、日本原子力研究所法第 24 条第 1 項に基づく日本原子力研究所（以下、研究所という。）の業務運営基準となる基本計画は、我が国全体の原子力開発利用に関する年度計画である原子力開発利用基本計画をもってこれに当ててきたところである。

現行の基本計画は、研究所の業務に関することだけでなく、民間の活動も含めて原子力に関わる網羅的なものであり、研究所の活動が大きなウェイトを占めた創生期に比べ、現状においては研究所の活動はその内容の一部であり、現行の基本計画が研究所の業務運営の基準として必ずしも最適とは言えない状況にある。

また、動燃改革の検討において、今後の国と研究開発機関の役割分担の在り方として、国は主として研究開発機関の事業の基本的な方向性を示し、個々の業務の具体的な計画については、実施機関の裁量に委ねることが重要との考え方が示されているところである。

従って、日本原子力研究所法第 24 条第 1 項に基づく基本計画として、中長期をにらんで研究所の事業の基本的な方向性を示すものを策定することが適切と考えられる。

2. 今後のスケジュール（案）

- (1) 本日の議論を踏まえ、内閣総理大臣より基本計画（案）を原子力委員会へ正式に付随。
- (2) 原子力委員会において審議し、決定した場合、原子力委員会より内閣総理大臣へ答申。
- (3) 答申を受け内閣総理大臣は基本計画を決定。

* 本基本計画については原子力安全委員会においても同様にご審議いただく予定。